

# 宝塚市中核市移行に関する調査検討報告書

宝塚市中核市移行に関する調査検討会

平成 28 年（2016 年）3 月

## 1 はじめに

---

地方分権は、平成 5 年（1993 年）に地方分権の推進に関する決議がなされて以来、本格的に推進されてきました。地域のことは地域で決め、住民ニーズに的確に対応した行政サービスを行うことが求められています。住民に最も身近な基礎自治体として市の持つ役割は非常に大きいものと言えます。本市では、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日に特例市に移行し、県の事務が一部移譲され、様々な行政サービスを行ってきました。

平成 26 年（2014 年）5 月の地方自治法の一部改正により、特例市制度が廃止され、中核市の指定要件が「人口 30 万以上の市」から「人口 20 万以上の市」に変更されました。このことにより、本市においても中核市への移行要件を満たすことになり、平成 27 年（2015 年）4 月から特例市ではなくなり、特例市時点の事務を保持しつつ一般市となりました。（施行時特例市）

そこで今後、本市が中核市へ移行するのか、一般市として留まるのかについて判断をするための調査検討を行うこととしました。

## 2 地方分権改革の流れ

---

### （1）第一期地方分権改革

平成 5 年（1993 年）6 月の「地方分権の推進に関する決議」により、地方分権改革はスタートしました。平成 7 年（1995 年）7 月に「地方分権推進法」が施行され、平成 12 年（2000 年）3 月には「地方分権一括法」が施行されたことにより、機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務に分けられることとなりました。

### （2）三位一体の改革

第一期地方分権改革で残された税財政制度改革などの諸課題について、平成 16 年（2004 年）から平成 18 年（2006 年）にかけて、「国から地方への税源移譲」・「国庫補助負担金の改革」・「地方交付税の改革」などが行われました。

### （3）第二期地方分権改革

それまでの地方分権改革を経てもなお、国の関与は補助金や法令によって依然として大きいものがあつたことから、平成 18 年（2006 年）12 月に「地方分権改革推進法」が制定されたことをはじめとして、現在も更なる地方分権改革が進められています。

### 3 中核市制度について

#### (1) 中核市の概要

平成 26 年（2014 年）4 月現在、全国には 790 の市、745 の町、183 の村、合計 1,718 の市町村があり、人口が 100 万人を超える大都市から、300 人に満たない村までその規模は様々です。

平成 6 年（1994 年）の地方自治法の改正により、指定都市以外の都市について規模や能力が比較的大きい都市の事務権限を強化し、可能な限り市民に身近な行政を行うため、中核市制度が創設され、それまで指定都市を除く全国の市町村はほぼ同じ事務権限でしたが、一定の要件を満たす自治体の権限が強化されました。

#### (2) 中核市の要件

平成 7 年（1995 年）に中核市制度が始まって以来、表 1 のとおりその要件は緩和されてきています。全国特例市市長会からも要件を緩和し、中核市制度と特例市制度の統合について要望してきましたが、平成 26 年（2014 年）5 月の第 30 次地方制度調査会からの答申を受け、平成 26 年（2014 年）の法改正で、「人口 20 万以上」に緩和されました。

表 1 中核市要件の変遷

	人口	面積	昼夜人口比率
平成7年 制度開設時	30万以上	100km <sup>2</sup> 以上	100超 (人口50万未満の場合)
平成11年 改正後	30万以上	100km <sup>2</sup> 以上	
平成14年 改正後	30万以上	100km <sup>2</sup> 以上 (人口50万未満の場合)	
平成18年 改正後	30万以上		
平成26年 改正後	※ 20万以上		

#### ※施行時特例市に対する経過措置

平成 26 年の改正法施行時において、特例市として指定されている市のことを「施行時特例市」と呼ぶ。

施行時特例市については、改正法の施行日から起算して 5 年を経過する日までの間（平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から平成 32 年（平成 2020 年）3 月 31 日までの間）は、人口 20 万人未満であっても、中核市として指定を受けることができる。

### (3) 指定都市、中核市、施行時特例市の主な事務

#### 指定都市（人口 50 万人以上）

- ◆都市計画等に関する事務
  - ・区域区分に関する都市計画決定
  - ・指定区域外の国道、県道の管理
  - ・指定区域間の一級河川（一部）、二級河川（一部）の管理
- ◆福祉に関する事務
  - ・児童相談所の設置
  - ・精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付
- ◆教育に関する事務
  - ・県費負担教職員の任免、給与の決定 など

#### 中核市（人口 20 万人以上）

- ◆都市計画等に関する事務
  - ・屋外広告物の条例による設置制限
- ◆環境保全に関する事務
  - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
  - ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理
- ◆福祉に関する事務
  - ・保育所の設置の認可・監督
  - ・身体障害者手帳の交付
  - ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督
  - ・介護サービス事業者の指定
- ◆教育に関する事務
  - ・県費負担教職員の研修
- ◆保健衛生に関する事務
  - ・保健所の設置
  - ・飲食店営業等の許可
  - ・旅館業・公衆浴場の経営許可 など

#### 施行時特例市

- ◆都市計画等に関する事務
  - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
  - ・土地区画整理組合の設立の許可
- ◆環境保全に関する事務
  - ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
  - ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理
- ◆その他
  - ・計量法に基づく勧告・定期検査 など

#### 一般市

#### (4) 全国の中核市の状況

平成27年(2015年)4月1日現在の中核市は、表2のとおり45市であり、平成18年(2006年)の法改正(中核市の要件が30万人以上となった)以降の中核市指定の状況は、表3のとおりです。

表2 全国の中核市(平成27年(2015年)4月1日現在)

1	旭川市	13	柏市	25	東大阪市	37	久留米市
2	函館市	14	横須賀市	26	姫路市	38	長崎市
3	青森市	15	富山市	27	西宮市	39	大分市
4	盛岡市	16	金沢市	28	尼崎市	40	宮崎市
5	秋田市	17	長野市	29	奈良市	41	鹿児島市
6	郡山市	18	岐阜市	30	和歌山市	42	那覇市
7	いわき市	19	豊田市	31	倉敷市	43	枚方市
8	宇都宮市	20	豊橋市	32	福山市	44	八王子市
9	前橋市	21	岡崎市	33	下関市	45	越谷市
10	高崎市	22	大津市	34	高松市		
11	川越市	23	豊中市	35	松山市		
12	船橋市	24	高槻市	36	高知市		

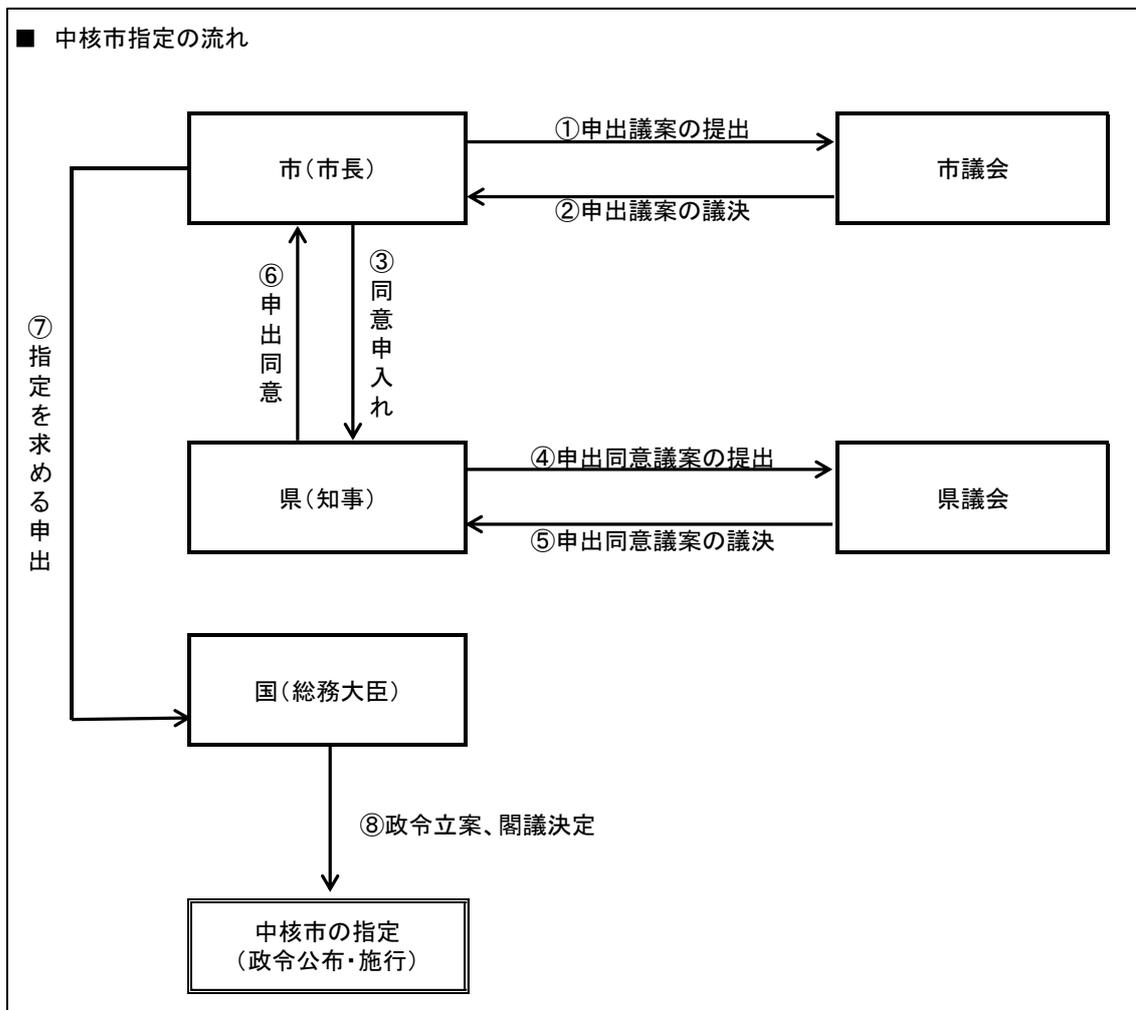
表3 平成18年(2006年)以降の中核市の指定状況  
(平成27年(2015年)4月1日現在)

移行年月日	自治体名称
平成18年10月1日	青森市
平成20年4月1日	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
平成21年4月1日	前橋市、大津市、尼崎市
平成23年4月1日	高崎市
平成24年4月1日	豊中市
平成25年4月1日	那覇市
平成26年4月1日	枚方市
平成27年4月1日	越谷市、八王子市

### (5) 中核市指定の手続き

中核市の指定は、市議会の議決を経て、県の同意（県議会の議決）を得たうえで、市長から総務大臣への申出に基づき、政令で指定します。

手続きの流れは下図「中核市指定の流れ」のとおりです。



中核市への移行を表明後、移行するまでに、保健所業務をはじめ移譲される事務の調査や、保健所設置など執務環境の整備、医師や保健師等の専門職をはじめとする職員の確保、組織の整備、職員研修、条例等の整備、審議会の設置、住民等への周知などの準備が必要となります。先行自治体では、越谷市が4年5カ月、那覇市3年2カ月、豊中市3年1カ月とおおよそ3年から4年をかけて移行しています。

(6) 全国の施行時特例市の状況

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日現在、施行時特例市は、表 4 のとおり 39 市です。

表 4 全国の施行時特例市（平成 27 年（2015 年）4 月 1 日現在）

No.	都道府県名	都市名	人口	No.	都道府県名	都市名	人口
1	青森県	八戸市	237,550	21	長野県	松本市	242,446
2	山形県	山形市	250,573	22	静岡県	沼津市	202,612
3	茨城県	水戸市	273,046	23		富士市	257,697
4		つくば市	220,622	24	愛知県	一宮市	386,538
5	群馬県	伊勢崎市	211,297	25	春日井市	310,495	
6		太田市	222,130	26	三重県	四日市市	312,753
7	埼玉県	熊谷市	201,627	27	大阪府	岸和田市	200,148
8		川口市	589,205	28		吹田市	362,845
9		所沢市	343,083	29		茨木市	278,782
10		春日部市	237,723	30		八尾市	269,594
11	神奈川県	草加市	245,389	31	寝屋川市	240,653	
12		平塚市	258,065	32	兵庫県	明石市	297,547
13		小田原市	195,353	33	鳥取県	加古川市	270,589
14		茅ヶ崎市	240,428	34		宝塚市	234,003
15		厚木市	225,342	35	島根県	鳥取市	193,064
16		大和市	233,586	36	広島県	松江市	205,725
17	新潟県	長岡市	278,923	37	呉市	235,624	
18		上越市	200,179	38	佐賀県	佐賀市	235,845
19	福井県	福井市	267,355	39	長崎県	佐世保市	260,110
20	山梨県	甲府市	193,570				

※人口は、平成27年(2015年)1月1日現在  
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省統計局)を加工

このうち、平成 28 年（2016 年）1 月 1 日現在、中核市への移行を表明している市は、次の 16 市です。

八戸市、山形市、水戸市、太田市、川口市、茅ヶ崎市、福井市、甲府市、岸和田市、吹田市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市、呉市、佐世保市

なお、呉市と佐世保市については、平成 27 年（2015 年）12 月 2 日に中核市に指定する政令が公布され、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から中核市となります。

また、今回の法改正により、中核市の要件を満たす一般市は、表 5 のとおり 11 市です。

表 5 中核市の要件を満たす一般市（平成 27 年（2015 年）4 月 1 日現在）

No.	都道府県名	都市名	人口	No.	都道府県名	都市名	人口
1	福島県	福島市	284,948	6	東京都	府中市	254,551
2	埼玉県	上尾市	227,897	7		調布市	224,191
3	千葉県	市川市	472,757	8		町田市	426,648
4		松戸市	487,376	9	神奈川県	藤沢市	423,246
5		市原市	280,340	10	三重県	津市	284,620
				11	徳島県	徳島市	257,104

※人口は、平成27年(2015年)1月1日現在  
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省統計局)を加工

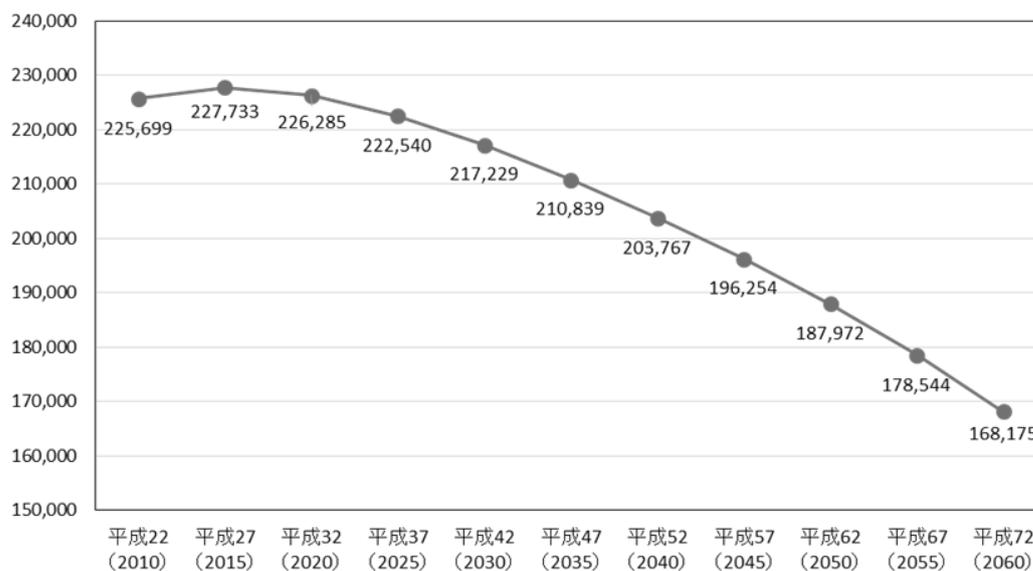
中核市への移行を表明している施行時特例市について、主な特徴を見ると、次の①～③のように考えます。

- ①地域の連携中枢都市として、周辺自治体を含めた地域の活性化に資するため、中核市への移行を目指すもの。特に、人口が 20 万人弱又は 20 万人未満であり、今回の法改正による要件の緩和、経過措置を活用し、期限内に中核市への移行を目指すもの。
- ②保健所政令市として、既に保健所を設置し業務を行っている自治体であり、中核市への移行がスムーズであるもの。
- ③30 万人以上の人口を擁し、今回の法改正以前から中核市の要件を満たしていたもの。

### (7) 施行時特例市の中核市指定の特例

施行時特例市は、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで人口 20 万人未満であっても中核市の指定を受けることができます。よって、本市においてもこの期間までであれば、仮に人口が 20 万人未満となっても中核市の指定を受けることが可能です。

なお、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、本市が 20 万人未満となるのは、30 年後の平成 57 年（2045 年）となっています。（下図参照）



#### 4 中核市の移行により新たに実施する主な事務と効果及び課題

中核市に移行することにより、保健所に関する事務を始めとして、新たな業務が県から移譲されますが、その事務数を関係法令の条項で集計した結果、約 1,900 件に上ります。主な業務とその内容は下記のとおりです。

##### (1) 主な移譲事務

No.	分野	主な業務
1	民生行政	民生委員・児童委員の定数の決定・推薦・研修
2		保育所の設置認可・監督
3		身体障害者手帳の交付
4		障害福祉サービス事業者の指定
5		生活保護施設の指定・廃止届受理
6		社会福祉審議会の設置・運営
7		社会福祉法人や保育所、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の指導監査
8		老人福祉施設の設置認可・監督
9		母子父子寡婦福祉資金の貸付
10		小児慢性特定疾患医療費の給付
12		介護サービス事業者の指定
13		助産施設・母子生活支援施設の設置認可・監督
14		認可外保育所からの届出、運営状況の公表、指導監査
15		民間の児童福祉施設に対する補助
16		保健衛生
17	旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可・監視指導	
18	精神保健相談	
19	難病相談事業	
20	結核、新型インフルエンザ、赤痢、O157など感染症の予防及び蔓延防止対策	

No.	分野	主な業務
21	保健衛生	未熟児や身体障害児、小児慢性特定疾患児などに対する専門的相談・支援
22		理・美容所、クリーニング所の開設届出受理・監視指導
23		狂犬病の予防対策、負傷犬・猫の収容
24		と畜検査、食鳥検査等
25		動物愛護推進委員の委嘱、動物愛護センターの設置
26	環境行政	一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令 産業廃棄物等の不適正な処理防止に関する事務等
27		不法投棄(産業廃棄物)の調査、指導、改善命令、告発等
28		大気汚染等の常時監視
29		地球温暖化防止活動推進員の委嘱
30		ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に関する監督・指導
31		使用済自動車の再資源化等に関する事務
32		特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
33		ばい煙発生施設の公害防止統括者等を選任したときの届出の受理
34		ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設の設置の届出の受理
35		環境の保全と創造に関する条例に基づく事務
36		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務
37	都市計画・建設行政	屋外広告業者の登録・指導・監督
38		サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
39		建設資材の再資源化に関する立入検査
40	文教行政	小中学校県費負担教職員の研修
41		重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等

## (2) 事務が移譲することによる効果

### ① 市民サービスの向上

- ・中核市に移行することにより、県から移譲される事務については、市の権限で認可・決定等を行うことができるため、事務の効率化、迅速化を図ることが可能となり、市民サービスの向上につながります。
- ・事業者の指定や指導監査業務については、市が直接行うことで、事業所の実態把握が容易になり、地域特性などを踏まえたきめ細かな指導が可能になります。このことにより、事業者のサービスの質の向上につながります。
- ・近年、市民ニーズの高まりを見せている動物行政に関しては、市で直接対応できることにより、苦情対応や愛護への取組について、より効果的に対応できます。

### ② 地域保健衛生の推進

- ・保健所を設置することにより、地域保健、食品衛生、薬事等について市で総合的かつ一括して事務を行えることとなります。これまで市が実施していた健康相談等と県が実施していた相談業務を一体化し、より効果的かつ効率的な事業運営が可能になります。
- ・新型インフルエンザなどの感染症が流行した際に、直接市民に接する基礎自治体である市が対応することで、地域の公衆衛生活動がより推進されます。

### ③ 特色あるまちづくりの推進

- ・屋外広告業者の登録・指導・監督においては、規制の権限を持つことで、本市の街並みや景観にリンクした独自のまちづくり施策を展開できます。

### ④ 市のイメージアップ

- ・中核市は政令指定都市に次ぐ位置づけとなるため、市のイメージアップにつながることが期待できます。市への転入者増を目的としたシティプロモーションを推進していく際に、他自治体との差別化を図ることが可能となります。

## (3) 事務が移譲することによる課題

### ① 職員の確保と業務に対する習熟

中核市への移行において、保健所事務を始めとする数多くの事務が移譲されることから、円滑に事務を執行していくための職員の確保が必要となります。特に、保健所では医師や保健師等の専門職を確保する必要があります。先行自治体や、現在の県の体制（65名）から推定すると、保健所業務だけで、45名程度の職員が必要となると考えます。また、平成30年度（2018年度）に中核市への移行を予定している茅ヶ崎市（人口23万8千人）では、保健所業務以外で20名の増員を想定しており、これを採

用した場合、計 65 名程度の増員が見込まれます。加えて、事前に新たな業務に関する職員研修についても計画的に進め、スムーズに業務が遂行する体制を整え、市民サービスの低下を招かないようにする必要があります。特に保健所業務においては、長年の経験で培う、公衆衛生の専門的な知識や判断力を求められるため、数年の準備期間で、いかにして人材育成を行うのかという課題があります。

## ② 保健所、動物愛護センターの建設

保健所は、地域保健法に基づき都道府県、指定都市、中核市、その他の政令で定める市及び特別区に設置することとされており、食品衛生、環境衛生、精神保健、感染症予防等の業務を行うための施設が必要となります。

現在、本市を管轄する県保健所は、本館が小林 3 丁目に、検査室が安倉西 1 丁目に所在しており、本市のほかに三田市を管轄しています。また、福祉行政事務については、阪神北県民局庁舎（旭町 2 丁目）で業務を執行しています。保健所本館については、建設後 40 年以上が経過しており、老朽化への対応が課題となっているため、県は、NTN(株)宝塚製作所跡地にこれら保健所の機能を有する施設の建設を計画しています。新たな保健所が市役所に隣接する地に建設された場合、本市が中核市に移行する際には、その取扱いについて県と協議していくことになります。

また、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬の登録の管理、野犬・放浪犬の捕獲・収容・返還・譲渡、犬・猫の引取りなどの業務を行う施設が必要であり、県内の中核市においては、動物愛護センターや動物管理センターとして設置しています。施設の建設にあたっては、施設の規模や建設地、建設費用等を精査していく必要がありますが、県内中核市における施設の状況を見ると、建物の建設費で 1 億 2000 万円～2 億 2000 万円、設備費で 3500 万円～4500 万円が必要と考えます。

## ③ 情報システムの整備

移譲事務を市が実行するにあたっては、各課の所管する情報システムについて、事務に対応するための既存システムの改修や、新規システムの導入、またそれらのシステム間の情報連携などに対応する必要があります。

## 5 財政影響額の推計

### (1) 中核市移行に係る基準財政需要額の影響額

中核市に移行した場合の財源措置として、普通交付税の基準財政需要額への加算がなされます。平成27年度(2015年度)交付決定ベースで試算したところ、表6のとおり8億4024万円の増額となりました。

なお、事務の移譲に伴い、母子寡婦福祉金貸付や不妊治療支援事業等に係る国庫支出金(約4600万円)、保健所事務等に係る手数料等の収入増(約1000万円)が見込まれますが、民生児童委員活動費等補助金や、移譲事務市町交付金等の県支出金が、本市の試算では約3400万円減額されます。

表6 基準財政需要額の影響額試算内訳

(単位：千円)

費目		27年度需要額	中核市	増減額	
個別 算定 経費	都市計画費	370,153	372,279	2,126	
	その他の土木費	644,030	646,359	2,329	
	その他の教育費	人口	1,194,575	1,235,687	41,112
		幼稚園等の子どもの数	360,144	360,144	0
	生活保護費	1,523,400	1,527,703	4,303	
	社会福祉費	4,104,018	4,265,948	161,930	
	保健衛生費	2,492,679	2,975,875	483,196	
	高齢者保健福祉費	65歳以上	3,261,983	3,407,227	145,244
		75歳以上	2,165,846	2,165,846	0
	振替前 需要額合計		34,814,501	35,654,741	840,240
臨時財政対策債発行可能額		3,395,859	3,395,859	0	
振替後 需要額合計		31,418,642	32,258,882	840,240	

(2) 財政負担影響額

① 新規事務による事業費増

(単位:千円)

行政分野	主な事務	金額 (一般財源ベース)
民生行政	・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・民生委員・児童委員の定数の決定・推薦・研修 等	155,796
保健衛生行政	・保健所事業 等	282,203
環境行政	・産業廃棄物に係る業務 等	1,577
その他	・小中学校県費負担教職員の研修 ・包括外部監査 等	37,938
小 計		477,514

② 県支出金の減額により、市負担増となる事務(既存事務)

(単位:千円)

行政分野	主な事務	金額 (一般財源ベース)
民生行政、 保健衛生行政等	・民生児童委員活動費等補助金 等	24,411
その他	・移譲事務市町交付金の廃止	9,415
小 計		33,826

③その他の経費

(単位:千円)

区分	主な事務	金額 (一般財源ベース)
職員人件費	職員人件費(65人分)	588,055
小 計		588,055

(単位:千円)

<b>合 計</b>	<b>1,099,395</b>
------------	------------------

※上記見込額は、県提供資料や、先行自治体の例を参考に本市独自で算出したものであり、今後変更する場合があります。また、一般財源ベースでの算出であり、見込まれる歳入については、予め差引した金額となっています。

### (3) 先行自治体の決算状況

表7は、平成21年(2009年)4月以降に移行した中核市の決算カードによる中核市移行前と移行後の実質単年度収支の状況です。枚方市と豊中市を除くすべての自治体が、中核市移行後の方が実質単年度収支の改善が見られます。財政力指数に関してはポイントを下げている自治体が多くなっていますが、実質公債費比率に関しては、尼崎市以外は全て改善しています。また、将来負担比率は全ての自治体が改善しています。

表7 決算カードによる中核市移行前と移行後の実質単年度収支の状況

自治体名	移行年の人口(人)	移行年	実質単年度収支(千円)		財政力指数		実質公債費比率		将来負担比率	
			中核市	移行前年	中核市	移行前年	中核市	移行前年	中核市	移行前年
枚方市	407,528	平成26年4月1日	2,406,096	3,644,082	0.79	0.80	0.8	1.5	-	-
那覇市	320,889	平成25年4月1日	1,665,454	△ 332,258	0.74	0.74	13.9	14.2	109.9	131.1
豊中市	391,371	平成24年4月1日	807,192	1,304,033	0.90	0.93	9.8	10.8	34.7	51.2
高崎市	370,714	平成23年4月1日	△ 954,113	△ 1,740,246	0.83	0.86	8.9	9.4	61.2	86.5
前橋市	340,865	平成21年4月1日	△ 1,014,278	△ 4,090,029	0.82	0.85	13.1	13.2	119.7	130.7
大津市	330,041	平成21年4月1日	1,161,814	119,189	0.88	0.89	12.3	13.6	98.1	119.9
尼崎市	459,933	平成21年4月1日	41,317	△ 348,017	0.89	0.88	10.5	10.4	192.0	205.8

### (4) 財政影響についてのまとめ

中核市移行による最大の収入は交付税による基準財政需要額の増となりますが、国予算において財源不足を生じた場合、その影響を免れるものではなく、交付額が減少することも想定されます。

財政負担影響額で、新たな必要経費10億9939万5千円と算出したことから、2億5915万5千円の収支不足を招く結果となりました。これは、5か年で約12億3000万円の財源不足を生じることにつながり、無視できるものではありません。

しかし、先行自治体の例を見る限りでは、本市とは人口規模、財政規模が大きく隔たつてはいるものの、各年度の社会情勢、景気、税収入等、複合的な要因で決算状況は変化するため、中核市移行による影響のみで上記のような状況になったとは判断できませんが、移行後も財政状況の大きな悪化は見られません。

今後、同規模団体が中核市へ移行していくことが予想されることから、そうした先行自治体の財政状況を注視し、本市移行のための参考とすることが可能であると考えます。

## 6 まとめ

---

中核市への移行要件が緩和されたことにより、これまでその要件を満たしていなかった自治体（主に施行時特例市）において、中核市への移行の動きが活発化しつつあります。それは、施行時特例市の中核市指定の特例が平成32年（2020年）3月31日までと定められたことも影響していると考えます。しかし、本市においては、人口が20万人を下回るのは約30年後と見込まれていることから、この特例を特段意識する必要はないと思われれます。

「事務が移譲することによる効果」の章でも述べましたが、地方分権推進の流れから言えば、中核市に移行することによって本市の持つ権限は大きく広がり、裁量の範囲も拡大するなど、移行による効果は大きなものがあります。しかしながら、現在は、「人口20万以上の市」と中核市移行要件が緩和されたばかりであり、同規模団体が移行した例に乏しく、中核市移行による影響についてはまだまだ不透明な部分があります。前述のとおり、本市の試算では財政悪化を招くことが懸念される結果となりましたが、今後、他の同規模の施行時特例市の状況も参考にし、また、それらの団体が移行した場合の財政状況等を注視していくことで、より確実に間違いのない判断ができると考えます。

「地方創生」や「1億総活躍」の取組が本格化し、ますます地域活性化や人口減少対策について地方自治体は本腰を入れて施策展開をしていくことが求められています。こうした社会情勢を念頭におき、今後の本市の中核市移行についての議論を深めていくべきであると考えています。